

2011年10月20日

国土交通省 前田武志 殿

特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク

理事長 中根 裕

「運営協議会における合意形成のあり方検討会 報告書」及び国自旅第89号通達「自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について」に対する意見書

平成23年6月に国土交通省より出された「運営協議会における合意形成のあり方検討会 報告書」及び、この報告書に準じて各地方運輸局自動車交通部長・沖縄総合事務局運輸部長宛に通達された「自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について」は、これまでの自家用有償旅客運送に関する問題点や課題を一定明らかにしているものの、移動困難者に対する移動ニーズの支援という観点では不完全な状態での結論と言わざるを得ない。以下に、本件に関する意見を表明する。

1. 運営協議会の本質や役割を、利用者（移動困難者）の支援を大前提にして論議せず、合意形成のあり方に特化して議論を進めたことは極めて遺憾である。運営協議会のあり方自体を議論すべきである

運営協議会の本質は、まず地域における福祉交通の実情や移動サービスのニーズを理解し、移動困難者に対する移送手段を確保する場である。それを道路運送法で定められている3事項（必要性、運送の区域、運送の対価）にそって協議するものと理解している。

それにも関わらず、現状では自治体によって様々な協議が行われている。地域交通のビジョンを検討しているところがあれば、ローカルルールの取り扱い協議で運営協議会が紛糾しているところもある。また、登録・更新申請だけを粛々と進めるところもある。このような状況にあるからこそ、運営協議会の本質や役割を議論し、それを踏まえた上で合意形成のあり方を論じるべきだったと考える。

2. ローカルルールの撤廃を基本姿勢とすべきである

ローカルルールは、自治体職員をはじめとする運営協議会の委員が、道路運送法における自家用有償旅客運送の趣旨や法定3事項の理解が欠如した中で民主的な手続きを踏まずに決められたところに大きな問題がある。今回の通達でも「合理的な理由」「自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り」等の曖昧な基準でローカルルールの存在を肯定しているが、法の趣旨に立ち戻り、法定3事項に基づいた、地域での必要性に対応した運営協議会の運営が図られるよう徹底願いたい。そのためには、ローカルルール

の撤廃を基本姿勢とした運輸支局への指導を徹底すべきである。

なお、今回の報告書及び通達の中では「合理的」「合理性」の記述が随所に現れるが、その合理性は移動困難者の抱える交通環境や生活環境への支援に向けたものでなければ意味がないことを申し添える。

3. 運営協議会の適正な運営が図られない場合に一番被害を受けるのは、移動困難者である。その観点から、運営協議会に関する異議・不服の申し出は移動困難者を会員として抱えている申請団体に限定すべきである。

運営協議会の合意は行政不服審査法の対象とすることが難しいため、合意に至らなかった場合に、申請団体に対して法の趣旨に添った権利利益救済を行う第三者機関の設置をこれまで求めてきた。今回の報告書及び通達において、運輸支局等に窓口が設けられたことは一定の評価をするものの、申し出の対象者に運営協議会の構成員が含まれたことは、合意形成を議論してきたはずの今回の**あり方検討会**が本末転倒の結論を出したことになる。構成員は、その会議の決定に従うのが民主主義の基本的なルールである。従って、運営協議会の合意に関する異議・不服の申し出は移動困難者を会員として抱えている申請団体に限定すべきである。

なお、不服の申し立ては運営協議会の合意の担保ではなく、移動困難者の権利救済として捉えるべきである。そのことを踏まえ、運輸支局等は不服の申し立てを受けるよう強く要望する。

なお、今回の通達では、ローカルルールの検証様式の提示や運輸支局だけでなく運輸局や国土交通省本省の役割を明記するなど、地方分権の流れとは別に、当座の問題解決のために国が責任をもって福祉有償運送等を進めていく姿勢を打ち出したと理解する。全国移動ネットとしても、移動困難者に対する移動の権利が損なわれることのないよう、通達後の各地での運用状況を検証しながら今後も意見・要望を提出していく所存である。

以上